

## 給水要望による配水管布設工事の採択条件

(給水要望による配水管布設工事運用基準抜粋)

第3条 新たに水道局が施行する給水要望に応じて行なう配水管布設工事は、次に掲げる条件に該当するものでなければならない。

- (1) 新設する配水管を利用する給水要望住宅及び給水要望施設（以下「給水要望住宅等」という。）が給水区域内にあること。
- (2) 新設する配水管を利用する給水要望住宅等の戸数がまとまった5戸以上であり、かつ、市長が定める給水要望対象地域の上水道加入率が8割以上であること。

(例) 対象戸数が30戸の場合

$$30戸 \times 0.8 = 24戸$$

したがって、24戸以上が給水要望されれば、事業採択となります。

ただし、給水要望される場合は、配水管布設工事完了後、直ちに給水開始を行ない、継続して使用していただきます。

また、給水利用するにあたっては、毎月の使用水量が10m<sup>3</sup>程度となるように使用水栓を2栓以上としていただきます。

第7条 要望者は、説明会開催後、第3条の条件に該当するときは給水要望書（別記様式第3号）及び給水要望者名簿（別記様式第4号）を市長に提出するものとする。また、工事を行う土地が私有地の場合は、公図及び土地登記簿謄本等の写しを添えて、土地無償占用承諾書（別記様式第5号）を併せて提出するものとする。

2 市長は、前項の要望書の提出があった場合は、その内容を確認して受付を行うものとする。

3 市長は、原則として前項の受付順に工事を実施するものとする。